

委員会提出議案第6号

トリチウム汚染水を海洋放出しないよう求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 総務生活常任委員長
竹野 光 雄

トリチウム汚染水を海洋放出しないよう求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける、放射性物質トリチウムを含んだ処理水を検討する経済産業省の小委員会は、2020年2月10日に処分方法について、海洋放出と大気への水蒸気放出が現実的な選択肢としたうえで、技術面から「海洋放出の方が確実に実施できる」と政府に提言しています。また「風評被害に伴う経済的影響が極めて高い」ことを指摘し、その対策を政府に要請しています。一方、政府は地元自治体や農林水産業者など、幅広い関係者の意見を聞き処分方法を決めるとしています。

原子力規制委員長の「トリチウムを含む核種」についても薄めて流せば問題ないとする発言は、低レベル放射性廃液の海洋投棄を原則的に禁じたロンドン条約の締結国としての、「我が国は海洋投棄を選択肢としない」とする、原子力委員会決定(1993年11月2日)に違反することになります。

東京電力福島第一原子力発電所事故による廃炉作業は、世界に類を見ない廃炉工程と長期の年月を費やすことであり、新たな放射能被害を否定するわけには参りません。その時に私たちの子や孫に何を残すのかが問われています。少なくとも安全・安心な生活が送れる環境の確保に向けた諸取組ではないかと思えます。

小委員会の提言は、これまで安全性の確保に取り組んできた漁業、農畜産業、林業等々の生産者の努力と将来への展望を根底から覆すものであり、風評被害を払拭する意味でも関係者は基より、私たちを含め、県民の多くは汚染水の「海洋放出」には反対しています。

つきましては、「トリチウム汚染水の処分」にあたり、関係者の意見を聞くだけでなく、意見反映はもとより誠実に実行することを踏まえ、南相馬市議会は下記の事項について要望します。

記

- 1 トリチウム及び放射性核種を含む「ALPS処理水」を海洋放出しないこと。
- 2 トリチウム及び放射性核種を含む「ALPS処理水」の処分について、
 - (1)トリチウムの分離技術の開発を進めること。
 - (2)放射性核種が残存しないよう徹底除去すること。
- 3 公聴会が実施されているが、より多くの会場を設定し、広く国民的議論を行うよう住民説明会の開催をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年 6月25日

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

内閣総理大臣 様

復興大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣 様

原子力規制委員会委員長 様

福島県知事 様